

○唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年4月20日

規則第261号

改正 平成18年1月1日規則第1号

(七山村の編入に伴う関係規則の整備に関する規則第1条による改正)

平成20年11月28日規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第357号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条第5号の市長が特に必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 選定の基準
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(申請書等)

第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第3条第2号の市長が特に必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の定款若しくは規約又はこれらに類する書類
- (2) 団体の活動実績及び事業の収支を説明する書類
- (3) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (4) 課税されている団体にあつては、市長が必要とする納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定管理者を指定するために必要と

認める書類

(平20規則62・一部改正)

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定により候補者の選定をしたときは、申請を行った団体（以下「申請団体」という。）に対し、速やかにその結果を指定管理者選定結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(再度の選定)

第5条 市長は、前条の規定による通知をした後に、当該指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、申請団体（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定決定書（第3号様式）を当該指定管理者に交付するとともに、施設の管理運営に関し、当該指定管理者と協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定書で定めるべき事項は、次のとおりとする。

(1) 指定の期間に関する事項

(2) 管理業務計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(5) 事業報告及び業務報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たり保有することとなる個人情報の保護に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したとき、並びに条例第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければ

ばならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平18規則1・旧附則・一部改正)

(七山村の編入に伴う経過措置)

2 七山村の編入の日の前日までに、編入前の七山村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年七山村規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則1・追加)

附 則(平成18年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第62号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者

電 話

印

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

第2号様式（第4条関係）

唐 第 号  
年 月 日

様

唐津市長

印

指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、指定管理者の候補者の選定を行い、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 選定の結果
- 2 理由

第3号様式（第6条関係）

唐 第 号  
年 月 日

様

唐津市長

印

指定管理者指定決定書

唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、公の施設の指定管理者として次のとおり指定します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者として指定する期間
- 3 その他